

日影による中高層の建築物の高さの制限について（松戸市）

松戸市における建築基準法第56条の2の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限は、下表（い）欄に掲げる用途地域で、同表（イ）欄に掲げる対象区域内にある同表（ろ）欄に掲げる建築物が、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、同表（は）欄に掲げる平均地盤面からの高さの水平面に、同表（に）欄に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとする事です。

なお、詳細は、建築基準法第56条の2及び千葉県建築基準法施行条例第46条の2を参照して下さい。

(い) 用途地域	(ろ) 制限を受ける建築物	(は) 日影を測定する測定面（平均地盤面からの高さ）	(イ) 対象区域	(に) 制限される日影時間		
				規制値の種別	隣地境界線からの距離	
					5Mを超え10M以内	10Mを超える範囲
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7Mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1. 5M	容積率が50%、60%又は80%である区域	(一)	3時間	2時間
			容積率が100%又は150%である区域	(二)	4時間	2. 5時間
			容積率が200%である区域	(三)	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10Mを超える建築物	4M	容積率が100%又は150%である区域	(一)	3時間	2時間
			容積率が200%である区域であって第一種高度地区であるもの	(二)	4時間	2. 5時間
			容積率が200%である区域（第一種高度地区であるものを除く）			
容積率が300%である区域	(三)	5時間	3時間			
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域	高さが10Mを超える建築物	4M	容積率が200%である区域であって第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	(一)	4時間	2. 5時間
			容積率が200%である区域（第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く）	(二)	5時間	3時間
			容積率が300%又は400%である区域			
近隣商業地域又は準工業地域	高さが10Mを超える建築物	4M	容積率が200%である区域であって第一種高度地区であるもの	(一)	4時間	2. 5時間
			容積率が200%である区域であって第二種高度地区であるもの	(二)	5時間	3時間